制 定 平成27年12月1日

一部改正 令和2年6月22日

一部改正 令和3年8月27日

一部改正 令和7年4月1日

一般社団法人 京都府建築士事務所協会 建築士事務所協会 景築士事務所登録簿等閲覧規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、建築士法施行細則(昭和 25 年京都府規則第 98 号)第 18 条の規定に基づき、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の 9 に掲げる書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2条 登録簿等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、次のとおり設置する。 京都府京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階 一般社団法人京都府建築士事 務所協会内(を)

(閲覧日及び閲覧時間)

- 第3条 閲覧日は、別に定める登録等事務規程第3条第2項に定める休日以外の日とする。
 - 2 閲覧時間は、午前 9 時 30 分から午後 12 時、午後 1 時から午後 4 時までとし、1 回の 閲覧は 2 時間以内とする。(い)

ただし、社会情勢等により事務を継続することが困難な場合、上記時間帯を変更することができる。(い)

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、建築士法第23条の3の規定による登録簿の登録事項、建築士法第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書を対象とするものとする。(う)

(閲覧申請)

第 5 条 登録簿等を閲覧しようとするときは、建築士事務所登録等閲覧申請書(別記様式)に 閲覧しようとする建築士事務所名、閲覧しようとする者の住所、氏名、その他必要な事 項を記入しなければならない。

(閲覧方法及び登録内容証明の発行)

第 6 条 閲覧申請者は、閲覧所に備える閲覧用の登録簿により閲覧するものとする。閲覧方法

- は、閲覧所において閲覧事項を紙書面または出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。
- 2 本協会は、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合は、 閲覧資料購入申請書を提出および手数料を徴収し閲覧資料を発行することができるも のとする。(5)

(建築士事務所閲覧簿の持ち出しの禁止)

第7条 閲覧者は、建築士事務所閲覧簿及びこれに関する書面等(ただし、前条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。)を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写 又はカメラによる撮影をしてはならない。(5)

(遵守事項)

- 第8条 登録簿等を閲覧しようとする者は、次の事項を守らなければならない。
 - 一 登録簿等を汚損し、又はき損しないこと。
 - 二 係員の指示に従うこと。

(閲覧の禁止)

第9条 係員は、登録簿等を閲覧しようとする者が前条各号に規定する事項を守らない場合には、 閲覧を禁止することができる。

(適用範囲)

第10条 閲覧規則第2条、第3条及び第5条から前条までの規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。(ラ)

(その他)

第11条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本協会会長が定めることができる。(5)

附則

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。
- 附 則 (一部を改正する建築士事務所登録簿等閲覧規程の附則)
 - 1 この規程は、令和2年6月22日から施行する。(b)
- 附 則 (一部を改正する建築士事務所登録簿等閲覧規程の附則)

- 1 この規程は、令和3年8月27日から施行する。(い)
- 附 則 (一部を改正する建築士事務所登録簿等閲覧規程の附則)
 - 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(う)